

## 広告掲載取扱要領

「上京区役所ホームページ」トップページへのバナー広告掲載について、次のとおり実施することとし、広告を掲載する事業者等を募集します。

広告媒体	ホームページの名称	上京区役所ホームページトップページ
	ホームページアドレス	https://www.city.kyoto.lg.jp/kamigyoo/
	ホームページの内容	上京区における暮らしに関わる情報、区基本計画・運営方針、市民しんぶん区版等を紹介しています。
	アクセス数	月間アクセス件数約 22,000 件 (令和 3 年中の月平均。このデータは参考であり、毎月のアクセス件数を保証するものではありません。)
広告の規格	広告掲載位置	トップページの下部 (個別の位置については指定できません)
	広告データ	<ul style="list-style-type: none"> <li>縦 60 ピクセル × 横 140 ピクセル</li> <li>ファイル形式は G I F (画像に変化, 移動のないもの。透過型不可) 又は J P E G</li> <li>データ容量は, 1 バナーにつき 20 キロバイト以内</li> <li>バナーから広告主のホームページへは直リンクとします。</li> </ul>
	枠数	12 枠
	その他の仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>ALT 属性は自由に設定することができます。</li> <li>解像度については, 適正な処理を行い, 鮮明に見えるよう配慮してください。</li> <li>「京都市ホームページ作成ガイドライン」に則り, ユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮してください。</li> <li>広告枠に, 次の文章を掲載します。 「(注意) 本市の財源確保のための広告を掲載しています。広告をクリックすると, 別ウィンドウを開いて外部サイトへリンクします。広告内容に関する質問等につきましては, 直接, 広告スポンサーにお問い合わせください。」</li> </ul>
掲載条件	広告掲載期間	年間契約 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
	広告料金 (税込み)	<p>予定価格を年額 160,000 円とし, 見積合せにより決定します。</p> <p>契約締結後, 京都市から広告料の支払いの請求を受けた日から 30 日以内に広告料を納付してください。</p>

	広告原稿の入稿期限	掲載開始日の5開庁日前
	広告原稿の入稿方法	広告原稿は広告取扱事業者側において作成し、完全データで入稿してください。
掲載基準	関係規定 (必ずお読みください)	京都市広告事業実施要綱 京都市広告掲載基準
	広告媒体の目的, 性質等に 応じ定める個別の広告掲 載基準	なし
申込手続等	申込資格	契約の相手方は、広告枠を一括で取り扱うことができる広告代理店等とします。 その他の申込資格等の詳細は、京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」 ( <a href="http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000124940.html">http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000124940.html</a> )を確認してください。
	申込方法	「(第3号様式) 広告掲載申込書(上京区)」に必要事項を記載のうえ、以下の申込先に持参するか、Eメール、ファクス又は郵送により提出してください(申込期間内必着)。 金額提示は、広告掲載申込書の備考欄に見積額(税込)を記入するか、別途見積書(税込。様式自由)を添付してください。 なお、京都市競争入札参加資格のない方については、原則として、必要書類を申込書類と併せて提出してください。詳細は、京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」 ( <a href="https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000124940.html">https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000124940.html</a> )を確認してください。
	申込期間	令和4年2月14日(月)から令和4年3月4日(金)まで  書類を持参する場合は、本市の休日を除く午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)受け付けます。
	広告掲載者の決定方法	京都市広告事業実施要項等の関係規定に基づき審査を行ったうえ、見積合せにより、原則として予定価格以上であり、最高額を提示した申込者を契約の相手方として決定します。

その他	その他の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告掲載に当たっては、関係規定、関係法令等を遵守してください。</li> <li>・ 広告取扱事業者とは、別途、広告掲載契約を締結します。広告掲載に関する契約条件については京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」(<a href="http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000124940.html">http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000124940.html</a>)を参照してください。</li> <li>・ 広告データについては、事前に審査を行います。(内容により、修正等をお願いする場合があります。)また、バナーのリンク先として表示されるページも審査対象とします。</li> <li>・ 同一期間内に同一内容の広告を複数掲載することはできません。</li> <li>・ 申出により、掲載期間中のバナー広告の差替えが可能です。(差替えを行う場合は、新しいデータを用意してください。)</li> <li>・ 掲載中の広告の取下げ(契約の解除)は、書面にて受け付けます。ただし、原則として、広告料は返還しません。</li> <li>・ メンテナンス等により、ホームページを閉鎖している期間も広告掲載期間に含めます。</li> <li>・ 契約期間中に広告掲載者側の都合により広告を掲載しない期間が発生した場合でも、期間中の広告料は返還しません。</li> <li>・ 掲載する広告内容等が、広告掲載基準等から逸脱している場合は、広告の内容等を変更してください。変更に応じない場合は、広告を取り消すことがあります。</li> <li>・ 広告の内容等に関する責任は、広告取扱事業者が負うものとし、紛争等があった場合には、広告取扱事業者の責任及び負担において解決してください。</li> <li>・ 広告掲載に当たっては、市内事業者との連携を通じて、地域経済の活性化に貢献するよう努めてください。</li> </ul>
	お申込み・お問い合わせ先	<p>京都市上京区役所地域力推進室 (担当：石井，神崎)  〒602-8511  京都市上京区今出川通室町西入堀出シ町 285 番地  電話番号 075-441-5029  FAX番号 075-432-0566  Eメール kamigy@city.kyoto.lg.jp</p>